日常生活自立支援事業における日常的金銭管理サービス等に係るゆうちょ銀行通常貯金の取扱要綱

（目的）

第１条 ○○○社会福祉協議会（以下「○○○社協」という。）は、日常生活自立支援事業における日常的金銭管理サービス等に係るゆうちょ銀行通常貯金の取引について、適切な取扱いを行うことを目的とし、「日常生活自立支援事業における日常的金銭管理サービス等に係るゆうちょ銀行通常貯金の取扱要綱」（以下「要綱」という。）を定め、以下のとおり取扱うこととする。

（取引の開始）

第２条 ○○○社協は、福祉サービス利用援助契約を締結し、通常貯金の取引を開始する場合は、「代理取扱依頼書」にそれぞれ次の各号の書類を添えてゆうちょ銀行もしくは郵便局に通知することとする。

（１） 利用代理人の設定による方法によるときは、「成年後見人等設定依頼書」、「印鑑台紙」及び通常貯金通帳

（２） 代理人カードの交付による方法によるときは、上記（１）の書類と「機械払利用代理人設定届書」

（取引の方法）

第３条 通常貯金の取引は、原則として利用代理人の設定による方法により行うこととし、次の各号に定めるところにより取扱うものとする。

（１） 通常貯金の払戻手続は、通帳と所定の「払戻請求書（通常貯金用）」により行うこととする。

なお、払戻請求書（通常貯金用）の記入は、（利用者）利用代理人 ○○○社会福祉協議会と記し、印鑑は「成年後見人等設定依頼書」で届け出た取引印鑑を使用することとする。

（２） 通常貯金の預け入れ手続は、現金と通帳、所定の「入金票（通常貯金用）」により行うこととする。

なお、入金票（通常貯金用）の記入は、（利用者）利用代理人 ○○○社会福祉協議会と記すこととする。

（３） 通常貯金の解約手続は、通帳と所定の「払戻請求書（通常貯金用）」により行うこととする。

なお、払戻請求書（通常貯金用）の記入は、（利用者）利用代理人 ○○○社会福祉協議会と記し、印鑑は成年後見人等設定依頼書で届け出た取引印鑑を使用することとする。

（４） 前第１号から第３号の取引を行う場合は、ゆうちょ銀行もしくは郵便局窓口で「身分証明書」を提示し、○○○社協の職員であることの確認を受けることとする。

２ やむを得ない理由により前項の方法による取引が困難な場合は、代理人カードの交付による方法により行うこととし、次の各号に定めるところにより取扱うものとする。

（１） 通常貯金の取引は、代理人カードを用いてＡＴＭ等に暗証番号を入力すること等により行うこととする。

（２） ＡＴＭ等の利用控えについては、○○○社協において保管することとする。

（３） ○○○社協は、少なくとも月１回、通帳記帳することにより、代理人カードの使用状況の確認を行うこととする。

（通帳、利用者名義カード及び代理人カードの保管）

第４条 前条第２項の方法による取引を行う場合は、通帳、利用者名義カード及び代理人カードについて、次の各号に定めるところにより保管することとする。

（１） 通帳については、前条第２項第３号により代理人カードの使用状況を確認する必要があることから、利用者の同意を得た上で○○○社協が保管することとする。

（２） 利用者名義カードについては、ゆうちょ銀行もしくは郵便局に返還することとする。

（３） 代理人カードについては、○○○社協若しくは利用者が居住する市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）において保管することとする。

なお、当該市町村社協で保管する場合は、○○○社協と当該市町村社協との間で覚書を取り交すこととする。

（取引の制限）

第５条 前第３条第１項の方法による通常貯金の取引は、原則として、代理取扱依頼書提出先の郵便局において行うこととする。

２ 対象とする通常貯金は、代理権を授与された本人名義のものとする。

３ 対象とする通常貯金の貯金額は、最高５０万円程度とする。

（取引の停止及び変更）

第６条 ○○○社協は、福祉サービス利用援助契約を終了し、通常貯金の取引を中止する場合は、「代理取扱停止届」にそれぞれ次の各号の書類を添えてゆうちょ銀行もしくは郵便局に通知することとする。

（１） 利用代理人の設定による方法によるときは、「利用代理人等廃止届書」及び通常貯金通帳

（２） 代理人カードの交付による方法によるときは、上記（１）の書類とともに「機械払利用代理人廃止届書」及び代理人カード

２ ○○○社協は、代理取扱依頼書の内容に変更が生じた場合は、当初の代理取扱依頼書を代理取扱停止届により解除し、改めて代理取扱依頼書を提出することとする。

（その他）

第７条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることとする。

（取扱期間）

第８条 取扱期間は、ゆうちょ銀行もしくは郵便局に対して代理取扱依頼書を提出した日から、代理取扱停止届を提出した日までとする。

附則

この要綱は、令和 年 月 日より施行する。